

令和 6 年度岩手県南中小製造業等 D X 伴走支援業務公募型プロポーザル実施要領

令和 6 年 5 月 岩手県南広域振興局経営企画部産業振興室

本要領は、岩手県（以下、「県」という。）が実施する、「令和 6 年度岩手県南中小製造業等 D X 伴走支援業務（以下、「本業務」という。）」の契約候補者選定に係る公募型企画競争（プロポーザル方式）の実施に当たり、必要な事項を定めるものである。

1 目的

岩手県南地域は自動車・半導体関連企業を中心に多くの製造業が集積する一方、人口減少等による従業員の確保が困難となる中で、デジタル技術を活用した生産性の向上が求められている。

こうした環境の中で、岩手県南地域のものづくり企業（以下、「企業」という。）に対しデジタルトランスフォーメーション（以下、「D X」）という。）の理解を促進させるとともに、専門家による伴走支援を行うことで企業の D X を推進し、従業員不足等の経営課題の解決に取り組むほか、取組事例を県内に発信することで D X の普及を図るため、本事業を実施することとし、D X 伴走支援に係る具体的な企画等についての提案を募集するもの。

2 本業務の概要

- (1) 業務件名及び数量
「令和 6 年度岩手県南中小製造業等 D X 伴走支援業務」 一式
- (2) 委託期間
委託契約締結の日から令和 7 年 3 月 19 日（水）まで
- (3) 業務の仕様等
資料 2 「業務仕様書」のとおり
- (4) 委託料の上限額
1,431 千円（消費税及び地方消費税を含む）

3 参加資格

参加者は、下記に掲げる公募型プロポーザル参加資格（以下、「参加資格」という。）の要件をすべて満たしている者であり、かつ、県から参加資格の確認を受けた者とする。

また、複数の者による共同提案も認めるが、その場合、代表者を定めたうえで参加するものとし、県との契約の当事者は当該代表者とする。

共同提案の場合、県は、必要に応じて、代表者以外の構成員についても、下記「4 公募型プロポーザル手続等に関する事項」(5)に定める参加資格の確認に必要な書類（以下、「参加資格確認申請書類」という。）の提出を求める場合がある。

[参加資格の要件]

- (1) 本業務の実施について、県の要請に応じて迅速かつ円滑に対応できる体制を整えていること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (3) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てをしている者若しくは

- 再生手続開始の申立てがされている者（同法第 33 条第 1 項に規定する再生手続開始の決定を受けた者を除く。）又は会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てをしている者若しくは更生手続開始の申立てがされている者（同法第 41 条第 1 項に規定する更生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。
- (4) 最近 1 年間の法人税、事業税、消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。
- (5) 事業者の代表者、役員（執行役員を含む。）又は支店若しくは営業所を代表する者等、その経営に関与する者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団又は同条第 6 号に規定する暴力団員（以下、「暴力団員」という。）若しくは暴力団員と密接な関係を有している者でないこと。
- ※ なお、県は、事業者の役員等が、暴力団員等であるかどうかを警察本部に照会する場合があること。
- (6) 参加資格確認申請書類の提出の日から委託候補者を選定するまでの期間に、県から一般委託契約に係る入札参加制限措置基準（平成 23 年 10 月 5 日出第 116 号）に基づく入札参加制限又は文書警告に伴う入札に参加できない措置を受けていない者であること。
- (7) (6)に規定する期間に、県から県営建設工事に係る指名停止等措置基準（平成 7 年 2 月 9 日建振第 281 号）、建設関連業務に係る指名停止等措置基準（平成 18 年 6 月 6 日建技第 141 号）、物品購入等に係る指名停止等措置基準（平成 12 年 3 月 30 日出総第 24 号）などに基づく指名停止又は文書警告に伴う非指名を受けていない者であること。
- (8) 単独で企画提案した参加者は、共同提案の構成員となることはできないこと。

4 公募型プロポーザル手続等に関する事項

- (1) 提出及び問合せ先
岩手県東南広域振興局経営企画部 産業振興室ものづくり・人材育成グループ 佐々木 宛
住所：〒023-0053 岩手県奥州市水沢大手町 1 番 2 号 奥州地区合同庁舎 2 階
電話：0197-22-2812 ファックス：0197-22-3749
電子メールアドレス：BD0010@pref.iwate.jp
- (2) 公募型プロポーザル説明会
説明会は行わない。
- (3) 実施要領等の交付
公募型プロポーザルに関する下記の実施要領等については岩手県公式ホームページに掲載する。
- ※ トップページ（<https://www.pref.iwate.jp/>）→「入札・コンペ・公募情報」

【交付資料】

資料1 公募型プロポーザル実施要領(本書)

資料2 業務仕様書

資料3 公募型プロポーザル審査要領

- (4) 実施要領等に関する質問の受付・回答の公表
実施要領等に関する質問がある場合は、次により受け付けるものとする。
- ア 受付期間
令和 6 年 5 月 13 日（月）12 時（正午）まで

イ 受付場所

上記「(1)提出及び問合せ先」に同じ。

ウ 提出方法

【様式 1 - 1】「実施要領等に関する質問票」に簡潔に記入の上、電子メールにより提出するものとする。

エ 回答方法

受け付けた質問については、質問事項と回答事項をとりまとめて、岩手県公式ホームページに随時掲載するものとする。

オ 回答期日

令和 6 年 5 月 16 日（木）を最終の回答期日とする。

(5) 参加資格の確認

参加者は、参加資格確認申請書類を下記により提出し、参加資格の確認を受けなければならない。

ア 提出書類

下記のとおり。

なお、共同提案の場合は、代表者以外の構成員についても、それぞれ【様式 1 - 3】を提出すること。

- ・ 【様式 1 - 2】 参加資格確認申請書
- ・ 【様式 1 - 3】 会社概要及び過去の主な受託実績
- ・ 【様式 1 - 4】 受付票
- ・ 参加資格確認結果の通知用封筒（長型 3 号封筒に参加資格確認結果の通知の送付先を明記し、84 円分の切手を添付したもの）

イ 提出期限

令和 6 年 5 月 20 日（月）〔必着〕

ウ 提出先及び提出方法

- ・ 持参の場合は、午前 9 時から正午まで及び午後 1 時から午後 5 時までの間に 4 の (1) に直接提出すること。
- ・ 郵送の場合は、期日までに 4 の (1) に必着のこと。

エ 確認結果

参加資格の確認結果は、令和 6 年 5 月 22 日（水）までに文書・メール等により通知する。

オ 留意事項

- ・ 上記書類を提出期限までに提出しなかった者又は参加資格が認められなかった者は、公募型プロポーザルに参加することができないものとする。
- ・ 参加資格確認申請書類に虚偽の記載が判明した場合には、参加資格を取り消すとともに当該参加者が行った企画提案を無効とすることがある。

(6) 参加資格が認められなかった者に対する説明

ア 参加資格確認の結果、参加資格が認められなかった者は、県南広域振興局長に対し、書面（様式任意）によりその理由の説明を求めることができる。

- ① 提出期限 令和 6 年 5 月 23 日（木）午後 5 時まで

② 提出場所 4の(1)に同じ

③ 提出方法 持参による

イ 県は、説明を求められたときは、令和6年5月24日(金)までに、説明を求めたものに対し書面等でその理由を回答する。

(7) 参加資格の喪失

参加者は、下記「5 受託候補者の選定方法等に関する事項」に定める企画提案選考委員会の実施日までに、参加資格の要件に該当しなくなったときは、参加資格を失うものとする。

(8) 企画提案書の作成

ア 公募型プロポーザル参加者は、資料2「業務仕様書」の趣旨を踏まえ、同仕様書中「4 事業の内容」を参考にコンセプトや具体的な内容、スケジュールなど、提案する内容とそれに付随する事項を全て盛り込んで作成すること。

特に、次の①～⑥の内容は具体的に提案すること。

① 業務実施のコンセプト・全体イメージ

② DX伴走支援プログラムについて〔仕様書4(2)関係〕

- ・ 伴走支援を行う企業の募集や選定方法
- ・ 具体的な伴走支援の内容
- ・ 伴走支援を行う専門家の詳細(対応可能な専門家の人数、知見・技術等)

③ 実施スケジュール

④ 業務の管理体制

⑤ 本業務を円滑に遂行するための取組について〔仕様書4(4)関係〕

⑥ 提案者が有する業務実施にあたってのノウハウ、強み等

イ 企画提案書は、やむを得ないものを除き、原則、縦A4版左綴じ又は横A4版上綴じにまとめること。

ウ 企画提案は、公募型プロポーザル参加者(共同提案にあつては当該共同体)1者につき1提案とすること。

エ 企画提案に当たり、写真、記事、イラスト等を使用する場合は、その所有者、保有者等から承諾を得ること。

オ 企画提案は、全て企画提案書に記載すること。

カ 企画提案書にはページ番号を付すこと。

(9) 積算内容書の作成

ア 本業務の実施に要する経費の内訳(項目、数量、単価、金額、税等)を明らかにした積算内訳書をA4判で作成すること。

なお、提案に係る費用の総額は、2の(4)に定める委託料の上限額を超えないこと。

イ 費用積算内訳書については、積算した金額のうち、当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数がある場合は、その端数金額を切り捨てた金額)をもって積算額とするので、参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、積算した金額の100分の110に相当する金額を費用積算内訳書に記載すること。

ウ 積算内訳書は任意の様式によるものとし、企画提案書と別冊で作成すること。なお、様式は任意とするが、「県南広域振興局長」あてに、参加者の称号又は名称、代表者職氏名を記載、社印

及び代表者印を押印の上、提出すること。

(10) 企画提案書等の提出

参加者は、企画提案書等を、下記により提出するものとする。

ア 提出書類

- ① 企画提案書 7部（正本1部、副本6部）
- ② 積算内訳書 7部（正本1部、副本6部）

イ 提出期限

令和6年5月27日（月）〔必着〕

ウ 提出先及び提出方法

- ・ 持参の場合は、午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までの間に4の(1)に直接提出すること。
- ・ 郵送の場合は、封筒表に「企画提案書等在中」の旨を朱書きし、期日までに4の(1)に必着のこと。

エ 留意事項

- ・ 参加者1者につき1提案とする。また、企画提案書等は、提出後の書換え、引換え、撤回又は再提出を認めない。
- ・ 提案に係る費用の総額は、上記「2 本業務の概要」(4)の委託料の上限額を超えないものとする。

(11) 企画提案の無効

上記「(5)参加資格の確認」オにより参加資格が認められなかった者の企画提案及び下記のいずれかに該当する企画提案は、無効とする。

ア 提出期限を過ぎて提出された提案

イ 民法（明治29年法律第89号）第90条（公序良俗）、第93条（心裡留保）、第94条（虚偽表示）又は第95条（錯誤）に該当する提案

ウ 誤字、脱字等により必要事項が確認できない提案

エ その他公募型プロポーザルに関する条件に違反した提案

(12) 公募型プロポーザル参加の辞退

ア 上記「(5)参加資格の確認」の結果、参加資格を有すると認められた者が、下記「5受託候補者の選定方法等に関する事項」に定める企画提案選考委員会に参加しない場合は、令和6年5月24日（金）までに、【様式1-5】「公募型プロポーザル参加辞退届」を、上記「(1)提出及び問合せ先」まで持参又は郵送により提出すること。

イ アにより公募型プロポーザルに参加しなかった者は、これを理由として、以降、県が実施する他の公募型プロポーザル等について不利益な取扱いを受けることはない。

5 受託候補者の選定方法等に関する事項

(1) 受託候補者の選定方法

参加者の企画提案の審査は、資料3「公募型プロポーザル審査要領」に基づき、企画提案選考委員会において行うものとする。

なお、企画提案書等の内容が、上記「2 本業務の概要」(4)の委託料の上限額を超えた場合は、

審査の対象とならないものとする。

(2) 企画提案選考委員会の開催

ア 開催日時（予定）

令和 6 年 6 月 6 日（木）（文書・メール等で別途通知）

イ 開催場所（予定）

奥州地区合同庁舎（文書・メール等で別途通知）

ウ 開催方法等

- ・ 審査は、参加者から提出された企画提案書等及び参加者によるプレゼンテーションに基づいて実施する。なお、プレゼンテーションの実施に当たっては、パソコン及びビデオの使用は認めるが、追加資料等を提出することは認めない。
- ・ ビデオ・プロジェクター等の機材を使用する場合は事前に連絡することとし、この場合の機材は、参加者の持込を原則とする。
- ・ プレゼンテーションの順番については、上記「4 公募型プロポーザル手続等に関する事項」(5)に掲げる書類の提出があった順とする。
- ・ プレゼンテーションの時間は、1 者当たり 25 分（説明 15 分、質疑応答 10 分）とする。
- ・ 参加者が 4 者を超える場合には、委員会において、企画提案書等による審査（以下、「一次審査」という。）を実施し、上位と評価された 4 者により、企画提案書等及びプレゼンテーションに基づく審査を行う。なお、参加者が 4 者以下であった場合には、一次審査は行わないものとする。

(3) 受託候補者の決定

ア 県は、企画提案選考委員会の審査結果に基づき、第 1 順位の受託候補者を決定する。

イ 審査結果は、受託候補者を決定後、速やかに各参加者に郵送により書面で通知する。

ウ 第 1 順位の委託候補者が契約を締結しないときは、次点の者と契約の交渉を行う。

6 契約に関する事項

(1) 契約書作成の要否

要

(2) 契約保証金

会計規則（平成 4 年岩手県規則第 21 号）に基づき判断する。

(3) 企画提案書等との関係

企画提案書等に記載された事項は、業務仕様書と合わせ、契約時の仕様書として扱うものとする。ただし、本業務の目的達成のために修正すべき事項がある場合には、県と受託候補者との協議により契約締結段階において項目を追加、変更又は削除を行うことがある。

(4) 契約結果の公表

県は、本契約について、契約締結の日から概ね 15 日以内に、関係事項を岩手県公式ホームページ上で公表する。

7 公正な公募型プロポーザル実施の確保

- (1) 参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）等に抵触する行為を行ってはならない。

- (2) 参加者は、公募型プロポーザルに当たっては、競争を制限する目的で他の参加者と参加意思及び提案内容について、いかなる相談も行ってはならず、独自に企画提案書等を作成しなければならない。
- (3) 参加者は、受託候補者の選定前に、他の参加者に対して企画提案書を意図的に開示してはならない。
- (4) 参加者が連合し、又は不穏な行動をなす等の場合において、公募型プロポーザルを公正に執行することができないと認められるときは、当該参加者を公募型プロポーザルに参加させず、又は公募型プロポーザルへの執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

8 その他

(1) 提出書類の取扱い

- ア 参加者が県に提出した書類（以下、「提出書類」という。）に含まれる著作物の著作権は、参加者に帰属するものとする。
- イ 提出書類は返却しないものとする。
- ウ 提案内容に含まれる特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は、原則として参加者が負うものとする。

(2) 公募型プロポーザル参加に要する経費について

公募型プロポーザル参加に要する経費は、全て参加者が負担するものとする。

(3) スケジュール（予定）

ア 公募型プロポーザル実施要領等の公表	5月7日（火）
イ [質問票] 提出期限	5月13日（月）
ウ 質問事項に対する最終回答	5月16日（木）
エ [公募型プロポーザル参加届出書] 提出期限	5月20日（月）
オ 参加資格確認結果通知	5月22日（水）
カ 参加資格確認結果説明要求（認められなかった場合）	5月23日（木）
キ [公募型プロポーザル参加辞退届] 提出期限	5月24日（金）
ク 参加資格確認結果理由最終回答	5月24日（金）
ケ [企画提案書等] 提出期限	5月27日（月）
コ 企画提案選考委員会（予定）	6月6日（木）
サ 公募型プロポーザル結果通知（予定）	6月上旬
シ 契約締結（予定）	6月下旬

※ 現在の予定であり、変更する場合は、参加届提出者へ別途通知する。

(4) その他

- ア 参加資格確認申請書及び添付書類に虚偽の記載をした者に対しては、一般委託契約に係る入札参加制限等措置基準に基づき、参加制限等の措置を行うことがある。
- イ 参加資格を満たしている者であっても、不正又は不誠実な行為があった場合、経営状況が著しく不健全であると認められる場合等にあつては、参加資格を認めないことがある。